

# 平泉町教職員働き方改革プラン

令和5年3月

平泉町教育委員会

### 1 プランの位置づけ

本プランは、学校における働き方改革の実現に向けて、平泉町教育委員会及び平泉町立学校が働き方改革の実現に向けた方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

### 2 プランの目的

教職員の長時間勤務を是正し、教職員が健康で明るく仕事に向かうことにより、教育の質の確保・向上を図ります。

### 3 本町における教職員の長時間勤務の現状（教職員の割合）

時間外在校等時間	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
月 45 時間以上	33.7%	33.3%	27.6%	26.5%
うち月 80 時間以上	2.2%	1.5%	0.5%	0.2%
うち月 100 時間以上	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%

※ 令和4年度は、令和5年1月までの実績

	時間外在校等時間	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	月 45 時間以上	28.1%	26.5%	21.7%	27.4%
	うち月 80 時間以上	0.8%	0.3%	0.0%	0.3%
	うち月 100 時間以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中学校	月 45 時間以上	43.5%	46.6%	39.6%	24.7%
	うち月 80 時間以上	4.6%	4.1%	1.6%	0.0%
	うち月 100 時間以上	1.4%	0.2%	0.0%	0.0%

時間外在校等時間が月 45 時間以上の教職員の割合の推移【小学校】

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
R 1	46.9%	31.3%	46.9%	25.0%	0.0%	21.9%	46.9%	40.6%	37.5%	6.3%	21.9%	12.5%	28.1%
R 2	48.5%	33.3%	57.6%	27.3%	0.0%	21.2%	33.3%	15.2%	15.2%	0.0%	30.3%	36.4%	26.5%
R 3	45.5%	24.2%	42.4%	18.2%	0.0%	15.2%	33.3%	21.2%	15.2%	0.0%	21.2%	24.2%	21.7%
R 4	42.9%	42.9%	40.0%	20.0%	2.9%	28.6%	45.7%	40.0%	11.4%				27.4%

時間外在校等時間が月 45 時間以上の教職員の割合の推移【中学校】

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
R 1	55.6%	61.1%	55.6%	61.1%	16.7%	66.7%	61.1%	38.9%	38.9%	16.7%	44.4%	5.6%	43.5%
R 2	56.3%	43.8%	56.3%	50.0%	94.1%	41.2%	52.9%	58.8%	29.4%	11.8%	23.5%	41.2%	46.6%
R 3	87.5%	37.5%	81.3%	31.3%	0.0%	37.5%	31.3%	56.3%	56.3%	6.3%	31.3%	18.8%	39.6%
R 4	35.3%	35.3%	47.1%	29.4%	0.0%	17.6%	29.4%	17.6%	29.4%				24.7%

#### 4 プランの期間

令和5年度から令和7年度まで

プラン策定後の学校を取り巻く環境変化や長時間勤務者の推移等を踏まえ、取組や目標等の適切な見直しが可能となるよう、3カ年度の計画期間とします。

#### 5 教育委員会規則に定める時間外在校等時間の上限

町教育委員会では、「平泉町立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則」を制定し、令和2年8月1日より教職員の時間外在校等時間の上限等に関し、以下のとおり定めています。

##### 【規則の概要】

###### 【原則】

教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、業務の量の適切な管理を行うものとする。

- 1月について45時間
- 1年について360時間

###### 【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間又は月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- 1月における時間外在校等時間：100時間未満
- 1年における時間外在校等時間：720時間
- 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1月当たりの平均時間：80時間
- 1年のうち1箇月における時間外在校等時間が45時間を超える月数：6月

#### 6 プランの目標

時間外在校等時間を規則に定める上限内とすることを段階的に実現するため、プラン期間における目標を下記のとおりとします。

##### (1) 教職員の時間外在校等時間の縮減（月100時間以上）

時間外在校等時間が月100時間以上の者をゼロにする。

###### 【設定の考え方】

- 時間外在校等時間が月100時間以上となる状況は、1カ月でも業務と労働災害との関係性が認定される危険な水準であること。
- 校務の負担感の度合いはその内容や従事する教職員によってさまざまであるが、たとえ本人が大きな負担感を感じていない場合でも、家族との時間やプライベート時間、自己研鑽の時間をほとんど持てない生活となっていることが懸念されること。

## (2) 教職員の時間外在校等時間の縮減（月 45 時間以上、年 360 時間以上）

時間外在校等時間（週休日の部活動指導従事時間を除く。）が月 45 時間以上、年 360 時間以上の者を下記のとおり段階的に縮減する。

時間外在校等時間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
月 45 時間以上	前年度比	前年度比	ゼロ
年 360 時間以上	4 割減	4 割減	

### 【設定の考え方】

- 週休日の部活動指導は、教職員の長時間勤務の主な要因となっており、特に移動時間が多くを占める大会引率に従事する場合などは、時間外在校等時間が規則に定める上限時間に容易に達する傾向にあること。
- 一方で、週休日の部活動指導については、働き方改革の視点のほか、生徒の活動機会の保障の観点からの議論も必要であり、その在り方や縮減の方策については、国・県における部活動改革の動向も踏まえながら、今後、段階的に検討を重ねていく必要があるもの。
- 上記を踏まえ、本プラン期間中の目標としては、規則に定める上限時間を踏まえつつも、学校の実情を踏まえ、学校における主体的取組を一層推進していくもの。

## 7 具体的な取組

### (1) 「勤務時間」を意識した働き方の推進

無制限無限定の勤務をすることなく、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を志向します。

#### ① 勤務時間の適正な把握

- 教職員は、勤怠管理システム等による客観的な勤務時間を把握し、管理職は、得られたデータを基に各教職員の勤務状況を常時把握します。管理職は毎月その結果を教育委員会に報告し、長時間労働の改善に取り組みます。

(実施主体：教育委員会・学校)

- 教育委員会は、勤怠管理システム等の客観的な方法により勤務時間を把握・分析し、時間外勤務の縮減に向けた取組を進めます。

(実施主体：教育委員会)

#### ② 最終退勤時刻の目標設定

- 教職員は出来るだけ時間外勤務を減らし、学校ごとの最終退勤時刻の目標を設定し取り組みます。

(実施主体：学校)

#### ③ 残業時間上限の目標設定

- 残業時間については、月 4 5 時間以内を目標とし、全職員が意識化します。

(実施主体：学校)

#### ④ 対外的な会議における終了時刻の設定

- 保護者会等の対外的な会議についても協力を求め、20時までには終了するように努めます。

(実施主体：学校)

#### ⑤ 20時以降における時間外勤務の原則禁止

- 20時以降の時間外勤務は原則禁止とします(20時以降の緊急かつやむを得ない時間外勤務の場合には、管理職の許可(翌日承諾も含む)を得ることを必要とします。)

(実施主体：学校)

### (2) 業務改善の推進及び働き方の意識啓発

学校・教育委員会は、業務内容について効率化・精選による見直しを不断に進めます。また、働き方の意識啓発を図る機会を設定します。

#### ① 学校閉庁日の設定

- 学校閉庁日の設定を推奨する期間 において、夏季は少なくとも4日程度、年末年始は少なくとも6日程度を学校閉庁日とすることとし、夏季においては、夏季休暇等を充当しながら教職員の勤務が実質ない期間とします。また、夏季休業中には、連続したリフレッシュ休暇取得に努めます。

時 期	推奨期間	基準日数
夏 季	山の日～8月20日	4日程度
年末年始	12月24日～成人の日	6日程度

(実施主体：教育委員会・学校)

#### ② 職員会議等における課題提起

- 働き方の意識改革を進めるため、職員会議等において校長を中心として積極的にこの課題を取り上げます(例として、定時退勤日設定、部活動時間上限設定、整理整頓アイデアなど、各校が工夫してできることに取り組みます。)

(実施主体：学校)

#### ③ 研修会等の設定と事務の簡素化

- 教育委員会においては、効率的・効果的な働き方について学習を深める研修会等を設定します。また、町教育委員会指示の調査・報告について、簡素化を図ります。

(実施主体：教育委員会)

#### ④ ICT活用による業務の効率化

- ICT が持つメリットを生かし、校務処理の負担軽減等につなげるため、デジタル教材、各種機器等の充実を検討します。

(実施主体：教育委員会)

- 校務支援システムについては、岩手県において統合型校務支援システムの導入を進めていることから、その検討経過を注視しながら適切な時期にシステムの切り替えを行います。

(実施主体：教育委員会)

### (3) 部活動等の適切な運営

部活動等の適切な運営に努め、教職員の負担の増大を抑止します。併せて、児童生徒が家庭で過ごす時間を尊重し、健康でゆとりある生活を保障します。

#### ① 部活動休養日の設定

- 平日週1日と原則日曜日を部活動休養日として設定し、実行します。

(実施主体：学校)

#### ② 部活活動日の縮減

- 長期休業中の部活活動日の縮減に努めます。

(実施主体：学校)

#### ③ 学校外の活動における活動日上限と終了時刻の設定

- 小中学生に係るスポ少、保護者会等の学校外の活動についても児童生徒の休養確保を考慮し、平日活動は最大週2日、終了時刻が遅くとも20時を超えないよう働き掛けを行います(教委から協力要請)。教職員が指導者等で関わっている場合には、率先して上記の対応を進めます。

(実施主体：教育委員会・学校)

## 8 その他

働き方改革には、業務の見直しにより、その有効化・効率化を図る不断の姿勢が必要であり、単に業務を排することによる教育の質の低下を招くものであってはなりません。仕事の惰性を排し、限られた時間の中で、より質の高い教育の提供を意図し実践するものです。

本プランは、「岩手県教職員働き方改革プラン」等を踏まえ、教職員の負担軽減及び健康確保等に係る取組を推進し、必要に応じ見直しを行い、より実効性のあるものにしていきます。